（その１）

収　支　報　告　書

会計	繰越	検算	転記	○		㋔
牧	牧	北	大モ	○		○

令和7年分
（　年　月　日開催分）

1　政治団体の名称（ふりがな）　ねくすとごじゅう　NEXT50

2　主たる事務所の所在地　埼玉県さいたま市緑区美園４－１３－５ ２０２

3　代表者の氏名　輿水　恵一

4　会計責任者の氏名　葛西　正矩

事務担当者の氏名　今井　香織

（電話）080-5923-6800

（電話）

（電話）

受付
8.3.0
収支公開室
第　号

政治団体の区分

- □ 政党
- □ 政党の支部
- □ 政治資金団体
- □ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ■ その他の政治団体
- □ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ■ ２以上の都道府県の区域等
- □ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ■ 有
- □ 無

公職の種類　衆議院議員(現職)

資金管理団体の届出をした者の氏名　輿水　恵一

国会議員関係政治団体の区分

- ■ 政治資金規正法第19条の７第１項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ■ 政治資金規正法第19条の７第１項第2号に係る国会議員関係政治団体
- □ 政治資金規正法第19条の７第１項第3号に係る国会議員関係政治団体
- □ 政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名等(１人目)　輿水　恵一

公職の種類等　衆議院議員(現職)

公職の候補者の氏名等(２人目)

公職の種類等

公職の候補者の氏名等(３人目)

公職の種類等

資金管理団体の指定の期間

令和　年　月　日から

令和　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和　年　月　日から

令和　年　月　日まで

104470

（その２）

1　収支の総括表

収　入　総　額					7	3	6	3	6	9	8
	（前年からの繰越額）					2	1	6	9	0	2
	（本年の収入額）				7	1	4	6	7	9	6
支　出　総　額					5	1	4	8	8	4	7
翌年への繰越額					2	2	1	4	8	5	1

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費										
金　額										0
員　数										0人

(2) 寄　附													
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額												備　考
(ｱ) 個人からの寄附					3	4	0	0	0	0	0		
（うち特定寄附）											0		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附											0		
(ｳ) 政治団体からの寄附						3	3	6	6	4	0		
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)					3	7	3	6	6	4	0		
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）											0		
イ　政党匿名寄附											0		
合　計　（ア＋イ）					3	7	3	6	6	4	0		

（その3）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額（十億 / 百万 / 千 / 円）	備考
1	第一回こしみず恵一政経セミナー	3,410,000円	令和7年10月31日　全国町村会館 東京都千代田区永田町
この頁の小計		3,410,000円	
合計		3,410,000円	

（その6）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			

（その7）

（7） 寄附の内訳

寄附者の区分	1.個人

行番号	寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
1	輿水恵一	2,000,000	R7/4/23	埼玉県さいたま市緑区美園４－１３－５－２０２	衆議院議員	
2	輿水恵一	4,000,000	R7/8/8	埼玉県さいたま市緑区美園４－１３－５－２０２	衆議院議員	
3	輿水恵一	7,000,000	R7/9/10	埼玉県さいたま市緑区美園４－１３－５－２０２	衆議院議員	
4	輿水恵一	7,000,000	R7/10/10	埼玉県さいたま市緑区美園４－１３－５－２０２	衆議院議員	
5	輿水恵一	7,000,000	R7/11/11	埼玉県さいたま市緑区美園４－１３－５－２０２	衆議院議員	
6	輿水恵一	7,000,000	R7/12/10	埼玉県さいたま市緑区美園４－１３－５－２０２	衆議院議員	
この頁の小計		34,000,000				
その他の寄附		0				
合計		34,000,000				

（その7）

（7） 寄附の内訳

行番号	寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額（十億 百万 千 円）	年月日	寄附者の区分	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
1	公明党埼玉県本部	1,166,400	R7/2/20	3.政治団体	埼玉県さいたま市浦和区高砂３－６－１５相模屋ビル４Ｆ	矢倉克夫	
2	公明党衆議院比例区北関東第５総支部	2,000,000	R7/6/11		茨城県水戸市中央２－１０－２６カーサモンテ３０１号室	奥水恵一	
	この頁の小計	3,166,400					
	その他の寄附	200,000					
	合計	3,366,400					

（その11）

（11） 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳

政治資金パーティーの名称	第一回こしみず恵一政経セミナー
対価の支払をした者の区分	1.個人

行番号	対価の支払をした者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
1	星昭二	100,000	R7/10/28	埼玉県さいたま市北区盆栽町67-2	会社役員	
この頁の小計		100,000				
合　　計		100,000				

（その11）

（11） 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳

政治資金パーティーの名称	第一回こしみず恵一政経セミナー
対価の支払をした者の区分	2.法人その他の団体

行番号	対価の支払をした者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
1	㈱ポリフレクト	6,000,000	R7/9/29	東京都渋谷区恵比寿４－２０－３	宮田洋輔	
2	日本高圧洗浄㈱	8,000,000	R7/10/1	栃木県真岡市勝瓜２４２－１	田口高道	
3	㈱内山アドバンス	2,000,000	R7/10/3	千葉県市川市新井３－６－１０	柳内光子	
4	大阿蘇水質管理㈱	6,000,000	R7/10/3	埼玉県越谷市大林２７２－１	江藤真哲	
5	トクヤマ通商㈱	6,000,000	R7/10/10	東京都中央区日本橋本町４－８－１６ＫＤＸ新日本橋駅前ビル４Ｆ	藤川和哉	
6	メディカル・ケア・サービス㈱	1,000,000	R7/10/20	埼玉県さいたま市中央区新都心１１－２	山本教雄	
この頁の小計		56,000,000				
合　　計		56,000,000				

（その11）

（11） 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳

政治資金パーティーの名称	第一回こしみず恵一政経セミナー
対価の支払をした者の区分	3.政治団体

行番号	対価の支払をした者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
1	日本薬業政治連盟	600,000	R7/10/8	東京都中央区八重洲１－７－２０	牛之濱貴正	
2	デジタル社会推進政治連盟	1,000,000	R7/10/30	東京都千代田区二番町９－３ THE BASE 麹町	荻原紀男	
この頁の小計		1,600,000				
合　　計		1,600,000				

（その13）
3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額（十億 百万 千 円）	備考
1　経常経費		
(1)　人件費	2,921,114	
(2)　光熱水費	0	
(3)　備品・消耗品費	190,532	
(4)　事務所費	340,177	
小計	3,451,823	
2　政治活動費		
(1)　組織活動費	735,817	
(2)　選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	916,990	
ア　機関紙誌の発行事業費	0	
イ　宣伝事業費	0	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	916,990	
エ　その他の事業費	0	
(4)　調査研究費	0	
(5)　寄附・交付金	0	
(6)　その他の経費	44,217	
小計	1,697,024	
合計	5,148,847	

（その14）

	(2) 経常経費 （人件費を除く。） の内訳			項目別区分 3.備品・消耗品費			
行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）		年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	コピー代	1,114円		R7/6/23	キヤノンマーケティングジャパン㈱	東京都港区港南２－１６－６	
2	コピー代	10,468円		R7/10/21	キヤノンマーケティングジャパン㈱	東京都港区港南２－１６－６	
3	コピー代	13,897円		R7/11/21	キヤノンマーケティングジャパン㈱	東京都港区港南２－１６－６	
4	備品・消耗品費（モニター代）	14,800円		R7/1/17	アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区目黒１－８－１ARCOTOWER ANNEX	*1
5	備品・消耗品費（カーテン代）	12,000円		R7/5/3	㈱ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条１－２－３９	
6	備品・消耗品費（寝具用品代）	10,236円		R7/5/4	㈱山新ホームセンター	茨城県水戸市千波町２２９２	
7	備品・消耗品費（照明・電気ケトル代）	19,844円		R7/5/4	㈱山新ホームセンター	茨城県水戸市千波町２２９２	
8	車両整備費	13,046円		R7/9/24	埼玉スバル㈱	埼玉県越谷市瓦曽根２－８－７１	
	この頁の小計	105,405円					
	その他の支出	85,127円					
	合計	190,532円					

（その14）

	(2) 経常経費 （人件費を除く。） の内訳			項目別区分 4.事務所費			
行番号	支出の目的	金額		年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
		十億 百万 千 円					
1	新聞代	10,420		R7/1/8	㈱全販	東京都千代田区一ツ橋２－６－８	
2	新聞代	10,420		R7/2/25	㈱全販	東京都千代田区一ツ橋２－６－８	
3	新聞代	10,420		R7/4/25	㈱全販	東京都千代田区一ツ橋２－６－８	
4	複合機リース代	16,038		R7/1/7	三菱HCビジネスリース㈱	東京都港区西新橋１－３－１	
5	複合機リース代	16,038		R7/2/7	三菱HCビジネスリース㈱	東京都港区西新橋１－３－１	
6	複合機リース代	16,038		R7/3/7	三菱HCビジネスリース㈱	東京都港区西新橋１－３－１	
7	複合機リース代	16,038		R7/4/7	三菱HCビジネスリース㈱	東京都港区西新橋１－３－１	
8	複合機リース代	16,038		R7/5/7	三菱HCビジネスリース㈱	東京都港区西新橋１－３－１	
9	複合機リース代	16,038		R7/6/9	三菱HCビジネスリース㈱	東京都港区西新橋１－３－１	
10	複合機リース代	16,038		R7/7/7	三菱HCビジネスリース㈱	東京都港区西新橋１－３－１	
11	複合機リース代	16,038		R7/8/7	三菱HCビジネスリース㈱	東京都港区西新橋１－３－１	
12	複合機リース代	16,038		R7/9/8	三菱HCビジネスリース㈱	東京都港区西新橋１－３－１	
13	複合機リース代	16,038		R7/10/7	三菱HCビジネスリース㈱	東京都港区西新橋１－３－１	
14	複合機リース代	16,038		R7/11/7	三菱HCビジネスリース㈱	東京都港区西新橋１－３－１	
15	複合機リース代	16,038		R7/12/8	三菱HCビジネスリース㈱	東京都港区西新橋１－３－１	
	この頁の小計	223,716					
	その他の支出						
	合計						

（その14）

	(2) 経常経費 （人件費を除く。） の内訳			項目別区分 4.事務所費			
行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）		年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
16	税理士報酬	4,989,5		R7/2/25	橘井 豊	東京都新宿区新宿１－２０－１３花園公園ビル２F	
17	社労士社会保険委託代	44,000		R7/9/4	小林 芳治	埼玉県さいたま市見沼区東大宮5-30-15 カナエビル４F	
	この頁の小計	93,895					
	その他の支出	22,566					
	合計	340,177					

（その15）

（3） 政治活動費の内訳

項目別区分　1.組織活動費　（書籍代　）

行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	書籍代	3,768,0円	R7/1/9	公明党	東京都新宿区南元町１７番地	
2	書籍代	3,768,0円	R7/12/22	公明党	東京都新宿区南元町１７番地	
	この頁の小計	7,536,0円				
	その他の支出	5,830円				
	合計	8,119,0円				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	1.組織活動費	（ 渉外費（贈答品） ）
行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1						
この頁の小計		0				
その他の支出		2,341,140				
合計		2,341,140				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分	1.組織活動費	（会費）
行番号	支出の目的	金額（十億・百万・千・円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	会費	2,400,000	R7/7/9	七里商工会 ㈲助次郎酒店	埼玉県さいたま市見沼区風渡野２００－１	
2	会費	120,000	R7/7/9	茨城県人会連合会会長鈴木正誠	*1	
3	会費	150,000	R7/10/23	*2	埼玉県さいたま市北区宮原町４－２６－１０	
4	会費	150,000	R7/12/10	㈱埼玉新聞社	埼玉県さいたま市北区吉野町２－２８２－３	
この頁の小計		660,000				
その他の支出		1,520,000				
合計		2,180,000				

（その15）

（3） 政治活動費の内訳

項目別区分　1.組織活動費　（ 渉外費（飲食代） ）

行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	渉外費（飲食代）	45,040	R7/4/30	青山 鮨 いっ誠	東京都港区北青山３－１２－７カプリース青山１階	
2	渉外費（飲食代）	11,000	R7/5/15	星のなる木 新宿店	東京都新宿区新宿３－５－４　レインボービレッジ９階	
3	渉外費（飲食代）	15,140	R7/10/17	*1	東京都港区赤坂９－７－４D0118	

この頁の小計	71,180
その他の支出	213,894
合計	285,074

（その15）

(3) 政治活動費の内訳　　項目別区分　1.組織活動費　（ 渉外費（缶茶代） ）

行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1						
この頁の小計		0				
その他の支出		3139				
合計		3139				

（その15）

（3） 政治活動費の内訳

項目別区分　1.組織活動費　（ 渉外費（会費） ）

行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	渉外費（会費）	30,000円	R7/6/11	㈱Dream Platform	埼玉県さいたま市中央区上落合２－１－２４	
2	渉外費（会費）	20,000円	R7/6/30	21世紀政策研究会	東京都千代田区永田町２－１－１　参議院議員会館1219号室	
3	渉外費（会費）	250,000円	R7/9/18	清風会	福岡県福岡市博多区奈良屋町１１－６NS奈良屋ビル２F	
4	渉外費（会費）	20,000円	R7/11/21	衆議院議員 笹川博義政経セミナー	東京都千代田区永田町２－１－２ 衆議院第二議員会館316号室	
5	渉外費（会費）	20,000円	R7/12/11	鈴木たかこを育てる会事務局	北海道釧路市黒金町７－１－１クロガネビル３F	
この頁の小計		1,150,000円				
その他の支出		100,000円				
合計		1,250,000円				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分	5.政治資金パーティー開催事業費 （政経セミナー費用）		
行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）		年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	印刷代	1,100円		R7/10/6	(有)デジプロ	東京都千代田区神田神保町２－２－１２（サンエスビル）	
2	お土産代	148,500円		R7/10/27	きくち　県庁前店	茨城県水戸市笠原町１５６０第二信輝ビル１Ｆ	
3	会場費	7,477,490円		R7/11/10	（一財）全国自治協会	東京都千代田区永田町１－１１－３５	
	この頁の小計	9,069,90円					
	その他の支出	100,000円					
	合計	9,169,90円					

（その15）

（3） 政治活動費の内訳

項目別区分　9.その他の経費　（ 調研費寄附返金分 ）

行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	調研費寄附返金分（8月～12月）	4,421,7	R7/12/26	奥水恵一	埼玉県さいたま市緑区美園４－１３－５－２０２	
	この頁の小計	4,421,7				
	その他の支出	0				
	合計	4,421,7				

（その17）

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	■	
イ　建物	□	■	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	■	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	■	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	■	
カ　金銭信託	□	■	
キ　有価証券	□	■	
ク　出資による権利	□	■	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	■	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	■	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	■	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	■	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

■　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

■　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年1月14日

政治団体の名称　　NEXT50

会計責任者の氏名　　葛西　正矩

代表者の氏名
（解散時のみ記入）

（オンライン提出）

（別紙）

様式	注釈番号	見切れ文字列　（同一の注釈番号で２行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前）
その14 ３.備品・消耗品費	*1	クレジットカードによる支払い
その15 １.組織活動費　(会費)	*1	東京都千代田区平河町２－６－３都道府県会館９階 茨城県営業戦略部東京渉外局行政課内
その15 １.組織活動費　(会費)	*2	伊藤まなぶ君第二十二代さいたま市議会議長就任報告会・祝賀会 実行委員会
その15 １.組織活動費　(渉外費（飲食代）)	*1	Artisan de la TRUFFE Paris

政治資金監査報告書

令和８年１月14日

ＮＥＸＴ５０
代表　輿水　恵一　殿

登録政治資金監査人　橋井豊
登　録　番　号　　第　5455　号
研修修了年月日　平成30年10月12日

1　監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第１項の規定に基づき、ＮＥＸＴ５０の令和７年に係る法第12条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、ＮＥＸＴ５０の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第２項第３号に規定する事項について、法第12条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び

振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

ＮＥＸＴ５０と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以　上